| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性） |
| --- | --- | --- |
| 第６　債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象） | | |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （７）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金  ②意見  （Ａ）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要  【福祉部】 | 現在の返還状況は債権残高に対して５％以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。  当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。  今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある（意見番号60）。 | 平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえて引き続き法人と返済額についての協議を行い、確実な回収に努めていく。 |